

第3回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議専門部会 概要（案）

（手話言語条例（案）の検討）

- 1 日 時 令和7年8月7日（木）14：00～14：40
- 2 場 所 JMSアステールプラザ 4階 会議室A
- 3 出席者 別紙出席者一覧のとおり
- 4 次 第 別紙のとおり
- 5 会議概要 各委員の発言は、いずれも要旨である。

（1）開会

事務局から委員の出席状況について説明

（2）「手話言語条例」の条文案に対する意見について

資料1、資料2、資料4、資料6により、事務局から説明

（会長）

両条例に共通の意見については、検討会議で議論いただくのが良いと思う。

手話言語条例に関わるもので御質問・御意見はあるか。

【委員からの意見なし】

では、共通の意見であってもこの場で発言したほうがよいことがあれば、発言をお願いします。

（委員）

財政上の措置について意見を出しているが、共通であるため検討会議でということで良いか。

（会長）

検討会議の委員が全員御参加いただいたところで、聞いていただくのが良いと思う。

その他になにかあるか。

【委員からの意見なし】

特に意見もないようなので、事務局においては本日の状況も踏まえて手続きを進めていくよう
お願いします。

（3）閉会

第4回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 概要（案）

（情報コミュニケーション条例（案）の検討）

- 1 日 時 令和7年8月7日（木）15：00～16：20
- 2 場 所 JMSアステールプラザ 4階 会議室A
- 3 出席者 別紙出席者一覧のとおり
- 4 次 第 別紙のとおり
- 5 会議概要 各委員の発言は、いずれも要旨である。

（1）開会

事務局から配付資料及び委員の出席状況について説明

（2）「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の条文案に対する意見について

資料1、資料2、資料3、資料5により事務局から説明

（会長）

説明について、御質問・御意見はあるか。

（委員）

事務局の説明では、選挙について選挙管理委員会と協議しますとのことだったが、結果によっては協力できないということもあるか。

（事務局）

選挙における意思疎通手段の確保については総務省から通知が出ており、そちらで対応していくということ。意見については、選挙管理委員会に共有させていただきたいと考えている。

（委員）

広島県議会が年に4回発行している「広島県議会だより」の7月号を読んだら、お知らせのところに「手話通訳を手配します」と書いてあった。聴覚障害に対する対応は手話通訳だけ。これについて抗議した。昨日やっと返事がきて、「検討します」とあった。県知事も県議会議員も特別職の公務員である。共に法を順守する義務がある。障害者差別解消法で合理的配慮が定められているにも関わらず、このような対応は、手話のわからない聴覚障害者に対して差別をすることになる。県議会議員のような偉い方が合理的配慮を欠くことを書くのは悲しい。県知事の定例会見も手話通訳だけである。県知事の話す文字は出ていない。理解がないので、もっと勉強してほしい。

いと言いたい。選挙についても、投票所だけでなく、政見放送に手話通訳は付いて、文字言語は付いていないのは不公平だ。こういうことを無くしていただきたいと願います。

(事務局)

令和4年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されて以降も、広島県を含めまだまだ障害者の情報保障がなされていない。そういった意味でも県条例を制定する。条例制定を契機に、議会事務局等に対して、条例の所管課として積極的に働きかけていくとともに、県民の皆様にも普及啓発していきたい。

(会長)

選挙に関する意見については、今後の対応への意見と受け取ってよろしいか。

(委員)

はい。

(会長)

では、他の委員から意見があったらお願いしたい。

(委員)

手話言語条例も情報コミュニケーション条例も書いていることは立派で美しい言葉が並んでいると思うが、私は実のある条例にして欲しいという意味で、予算措置を義務化して欲しいという意見を出した。「予算措置を講ずるように努める」ということは、どのように努めるのかということについて、具体的に聞きたい。

(事務局)

努力義務を削除できないことは、前回の会議でも先ほどの説明の中でも、ご説明させていただいたとおりで、単年度会計主義の原則や、予算は議会の議決を経ないといけないなどという様々な制約がある。予算に関する部分以外については、2つの条例ともに、県の責務として「必要な施策を講ずる」としている。つまり、この条例制定により、県の責務として、この条例に掲げる基本理念が実現するよう施策を推進していく義務があるので、それを着実に推進するために必要な予算については、当然確保していく。予算を確保し、推進していくことの担保について、行政に対する不信感もあるかもしれないが、両条例の中で推進体制を整備することとしている。条例を推進していくために必要な関係団体等との意見交換の場を設けるものであり、チェック機能も果たしていただきながら、この条例の推進について、一緒に前に進めていただきたいと思っている。財政上の措置について努めるとなっているから、消極的であるという意味ではないということをご理解いただきたい。

(委員)

条例の中では、事業者や県民へのお願いの部分がある。例えば、企業がコミュニケーションに

支援が必要な人を雇用しようという場合がある。企業も学校も、支援をしようと思った場合、支援が必要な人がどういうことに困るのか、どういうサポートが必要かということを研修したいと思う。当事者から話を聞いた方がより理解が深まるため、当事者に講師として来てもらい話をしたいというケースもあると思うが、経費がかかる。そのような場合に、県にその経費の支払いをお願いするということも、財政上の措置に当たると思うが、このような場合どのように対応していただけるのか。これはあくまで一例だが、そういうことを具体的に説明していただきたい。

(事務局)

この条例の基本理念、いわゆる目指す姿についても議論いただいているが、実際にこの条例が制定された暁には、それを動かしていくための事業が必要であると認識している。その事業については、今ある既存の事業の拡充や見直し、また新規事業も検討していかなければならないが、条例に掲げる施策の推進に必要な事業については、これから関係団体等を含め、様々なところからご意見をいただきながら検討してまいりたい。そこでは、企業に対する支援であったり、行動変容に繋がるような事業であったりというものを、当然検討していく必要があり、その中で、その事業を推進していくために必要な規則や要綱も整備していく必要があると考えている。

なお、障害者への理解促進を図るために企業へ当事者を派遣するということについては、今もあいサポート運動という事業を実施している。出前講座で、企業等からの要望に応じて、障害当事者等を派遣し普及啓発をしている。このような事業についても、引き続き行っていきたいと考えている。

(委員)

今ある事業は分かるが、財政上の措置がリンクしてくると思う。研修を行いたい人の経費を、この条例をもとに県が確保できるかということ。あいサポートを紹介するから、あとはそっちでやってくれというのでは、条文の意味がないと思っている。条例に基づいて研修に係る経費を県に申請できる申請用紙や申請の仕組みを、わかるようにしてほしい。経費がかかるから研修を止めようではなく、経費は条例にもとづいて県から補助を出すので、どうぞやってくださいという意味の財政上の措置だと理解をしているが、そのような理解でよいのか。

(事務局)

あいサポート運動の出前講座については、企業から申請書を提出してもらい、県が講師の派遣費用等を対応しており、費用の負担が発生しないようにしている。この事業についても今後の検討であるが、来年度に向けても引き続き実施してまいりたい。

予算に限りがあるが、来年度以降についても継続していきたいと考えている。

(委員)

条例をつくったら終わり、放っておかれる懸念がある。前回検討会議でも、国からお金が下りているのに流用された事例を話したが、不信感を持っている。障害者差別解消法とかなりリン

クをしている部分があると思うが、理解されているかも疑問に思っている。県としては、担当部局として災害弱者に対してサポートしていくということにもつながっていく。災害弱者に対して市町で登録をしてサポートが必要な人に避難等の整備を進めていると聞いているが、先日障害者の等級を引き上げるという指導を、県が実施したと聞いている。差別解消法に逆行しているのではないかと、県の対応を不信に思っている。

(事務局)

個別避難計画は市町が作成しており、障害者の等級を引き上げるよう県が指導することは聞いたことはなく、認識もしていないが、この場でははっきりとわからない。

(委員)

事実としてある。障害者手帳を持っている人が対象であったが、市町から1級以上に引き上げるとの説明会があったとのこと。市町の担当者に理由を聞いたら、県からの通知とのことであった。それを主導している県が条例で「努める」としていても信頼できない。そのような事実はないのか。

(事務局)

事実確認がこの場ではできないのではっきりとは言えない。例えば障害の重い方からという優先順位をつけるということはあるかもしれない。

(委員)

障害者差別解消法は手帳の有無は関係ないということだが、避難訓練をする際には、お金がないので障害者は呼ばないと言っている。差別解消法にも逆行しているし、予算が無いという理由を今後も使われると思い、財政上の措置を入れるべきと言っている。具体的には廿日市市の避難行動要支援者の照会等の会で話しがあったと聞いている。覚えがないか。

(事務局)

個別避難計画を担当している部署ではないが、こちらの認識している限りではそのようなことは聞いていない。県の職員がそのようなことを言うことは考えづらい。ただ、この場で事実を確認できないのではっきりと申し上げられない。

(委員)

災害への対応ということは障害者支援と他の部署があり、私が所管している。避難訓練は市町が実施するので、県が直接実施するということではない。医ケア児の方等の参加者を決定するのは、直接的には市町になる。県は、市町がスムーズにできるようにサポートする立場である。先ほどの等級の話については誤解もあるかもしれないが、障害の重い人だけを支援しようということはない。ただ、個別避難計画の作成が普及していないという状況もあって、まずは障害が重い方の計画を優先的につくっていくという考え方はある。だからといって、他の支援が必要な方へ支援をしないということはないが、改めて関係部署にそういった話があったことを伝え、しっ

かり趣旨を伝え徹底したい。

(委員)

障害者の防災に関して、インクルーシブ防災というのが長年取り組まれてきた。ただ、障害者支援部局と他の部局では感覚が違っており、温度差が確実にある。実際に地域で自閉症等の人が排除されている。障害者支援部署以外も含めて全体にその意思を広げ、同じような温度感をもってほしい。具体的な問題を提起しても、担当部局は私が指摘したことも知らなかったということもあり、継続性がない。一つのことをやったときに、全体に広めていかないといけない。

先程の発言について、事務局は「考えづらい」と言ったが、残念ながら現場では問題が発生していることや、問題の発言をする公務員がいる。ただ、それを理由にずっと信用できないと言われると厳しい。一生懸命やっている、取り組んでいるというのもあるので、その部分は理解していただきたいのもある。

(会長)

検討会議としては時間が限られるので、一旦ここで切らせていただきたい。最後に発言があるか。

(委員)

この条例ができたからといって終わりにするのではなく、今後とも法の趣旨に則って強く推進していくということをお約束いただいたということでよろしいか。

(事務局)

我々としても作って終わりではなく、条例は新たなスタートと考えている。繰り返しになるが、この条例に掲げる基本理念を実現するための支援施策については、県として推進するし、そのために必要な予算も全力で確保していく。それをもって、県の決意として受け止めてもらいたい。

(委員)

財政上の措置について、義務規定にすることについて正直に言うと賛成であるが、県に要望を出した際、県の事情も理解した。団体内で協議した結果、「努める」の表記に賛成している。条例はあくまでスタートと捉えているので、財政上の措置の文言には拘っていない。もし必要な場合は、改めて意見を交換して協議していけば良いと思っている。

第1回検討会議のときに、条例は11月から是非スタートしたいと話したと思う。デフリンピックが11月から開催されるが、スポーツ選手のためだけでなく、手話を広めるという大きな目標もある。手話言語条例が制定されたら、それを踏まえて活動を広めていくこともできる。是非9月の本議会に提出してもらいたいと思っているので、理解していただきたい。

(委員)

パブリックコメントも数多く、関心の高さが伺えるとともに、障害のある人がどれだけ困って

いるかという、悲痛な叫びともとれる。是非この条例が進むことを願っている。先程から選挙や防災の話も出ており、私も懸念していることであるが、県からもあったように推進体制の場でしっかりと話しあっていきたいと思う。私は障害者差別解消支援地域協議会にも出席しているが、差別や合理的配慮の具体例や、どのようにして欲しいか等幅広い意見が出ている。参加者も幅広く、障害者団体だけでなく、医療・法曹・教育・民生委員など多くの方に出てもらっている中で、そういった場で、しっかり周知もしていただき、内容が前に進むものとなることを願っている。今後が大切だと思っているので、障害者も一致団結して進めていければと願っている。

(委員)

「市町の役割」が今回消えてしまい、「県と市町の連携」に統合されてしまったが、むしろ「市町の役割」の方に統合してほしかった。障害者への支援施策もほとんどは市町が実施しているので、条例に「市町の役割」がないのは不十分では。市長会や町村会との調整も必要だと思うが、再考いただけないのか。

(会長)

財政措置と違う話になってしまったので、まず財政措置の点について整理させて欲しい。検討会議でも様々な事例を含めて御意見いただいたので、今後の推進体制において活かしていき、条例はこれで進めていくということでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

では、委員からの御意見について、事務局からお願いします。

(事務局)

障害者施策において、市町の果たす役割は大きく、この条例が出来ることにより、市町の今後の取組にも期待したいと考えている。ただ、県と市町は地方自治法に基づく対等の立場であり、この統合は法制上の理由によるものである。県は市町に対し、連携を図る・助言を行う等必要な支援はできるが、市町の役割について一方的に決める形は、条例として適切ではないと指摘を受けた。市町に求める役割については、「市町との連携」の中で整理できており、今後の推進・運用の中でも整理していくので、「市町の役割」は削除させていただいた。

(委員)

十分に納得はしていないが、市町の役割まで条例で決めることは難しいと理解した。ただ、市町の役割も法律で市町の責務として決まっているので、県が押し付けるわけではない。市町の役割はしっかりと果たしていく中で、それに対して、県が連携なり支援をしていくようになるよう、お願いしたい。

(会長)

今の御意見については、市町との連携の中で、県が各市町で対応する条例を整えてもらうなど

の提案をするといった連携は可能なのか。

(事務局)

条例の内容はすべからく基本理念を実現するために必要なことが入っている。市町との連携についても、県として働きかけを積極的に実施していこうと考えているし、推進体制の中にも入っていただく計画にしているので、そこでの意見交換も通じて、連携をしていきたい。

(会長)

時間も限られているが他に御意見・御質問はあるか。

(委員)

今回の意思疎通支援手段の内容について、検討いただきありがとうございました。コミュニケーションボードの追加について、感謝している。タブレット等のICT機器については、事務局からの回答について、協会の会員にもしっかりと伝えていきたいと思っている。今日の参加者の中で是非共有していただきたいのが、パブリックコメントで小学生が意見を出している。この文章は、発達障害の方を良く表している素敵な文章だと思う。発達障害の方の気持ちとか意思疎通について、本当にわかりやすく説明した文章なので、共有してもらえると嬉しい。

(委員)

パブリックコメント意見や委員意見を含めて、誠実に活かして作っていただき、ありがとうございます。今後どうやっていかないといけないかを出していただき、そこを踏まえて進めてほしい。

小学生がパブリックコメントを出してきたのは画期的なこと。この条例の求めること、県や委員の熱意が県民に伝わり、当事者である小学生がコメントしてくれた。

条例の関係でコラムを寄稿しているが、より詳細な文章の依頼もきた。

ここで議論してきたことは、ここからが出発だと思うので、良い形で進めていってほしい。

(委員)

手話言語条例について、最初に要望して、進めてきたのは広島県ろうあ連盟ではないかと思う。会長、県には支援をしていただき、感謝している。また、他の団体の方にも出席いただき、色々な御意見を言っていただいたことも大変うれしく思っている。今後についてもこのような交流の機会があれば良いと思う。

(会長)

時間の関係もあるので、討議については終了とさせていただいてよろしいか。

【異議なし】

それでは、本日の検討も踏まえて、事務局で手続きを進めていくようお願いする。

(事務局)

検討会議前に実施した専門部会において、共通の部分について先程議論いただいた財政上の措置についてあったが、それ以外の部分については了承されている。

また、今後のスケジュールについては、条文案を完成させ、法制部局の審査を経て、9月県議会への提出を予定している。最終的に議会に提出する条例については、また委員に送らせていただく。

(3) 閉会

(山縣部長)

会長はじめ、委員の皆様にはお忙しい中、計4回にわたり会議の開催に御協力いただき、また条例案について、貴重な御意見、活発な御議論をいただき、改めて深く御礼を申し上げる。

多くの御意見を頂戴し、その御意見に込められた熱いお気持ち、深いお考えについても、併せて受け止めさせていただいた。

頂いた御意見を条例という形にするときに、担当の方でも非常に悩み考えて、今回提示した条例案とさせていただいていた。

まずは9月議会への提出、議決を経て、皆様に条例制定を報告できるよう、取り組んで参りたい。

また、先ほどから御意見を頂いているように、条例制定はスタートであり、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用の推進、そして手話言語の認識の普及や習得の機会の確保に向けた取組について、着実に進めて参りたい。

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現のため、引き続き皆様に御協力をお願い申し上げ挨拶とさせていただく。本当にありがとうございました。

第3回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議
専門部会（手話言語条例（案）の検討）

次 第

日時：令和7年8月7日（木）
14:00～14:50
場所：JMSアステールプラザ4階大会議室A

1 開 会

2 手話言語条例条文案に対する意見と対応方針（案）

3 閉 会

○ 配付資料

・次第

・出席者名簿（※）

- ・資料1 委員からの事前意見について
- ・資料2 県民意見募集（パブリックコメント）の結果について
- ・資料3 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・資料4 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・資料5 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）条文案
- ・資料6 広島県手話言語条例（仮称）条文案

（※）以降、第4回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議と同じ資料

第4回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 次 第

日時：令和7年8月7日（木）
15:00～16:00
場所：JMSアステールプラザ4階大会議室A

1 開 会

2 情報コミュニケーション条例条文案に対する意見と対応方針（案）

3 専門部会における手話言語条例の検討結果報告

4 閉 会

○ 配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 委員からの事前意見について
- ・ 資料2 県民意見募集（パブリックコメント）の結果について
- ・ 資料3 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料4 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料5 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）条文案
- ・ 資料6 広島県手話言語条例（仮称）条文案

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の

第4回検討会議及び第3回専門部会 参加者名簿

※敬称略、県職員を除き五十音順

	所 属	氏 名（職）	専門部会
1	広島盲ろう者友の会	大杉 勝則（理事長）	○
2	広島県手話通訳問題研究会（代理）	大村 宣枝（理事）	○
3	広島県手をつなぐ育成会	金子 麻由美（会長）	
4	広島県視覚障害者団体連合会 広島県立視覚障害者情報センター（代理）	金岡 峰夫（事務局長兼副所長）	
5	広島自閉症協会	金丸 博一（理事）	
6	広島県身体障害者団体連合会	川中 克幸（会長）	○
7	広島県要約筆記サークル連絡会	小西 博之（会長）	○
8	広島県ろうあ連盟	迫田 和昭（理事長）	○
9	広島県難聴者・中途失聴者支援協会	伊達 元一郎（理事長）	○
10	広島難病団体連絡協議会	西河内 靖泰（会長）	
11	県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科	長谷川 純（准教授）	○
12	広島県精神保健福祉家族会連合会	原田 勉（理事）	
13	呉市福祉保健部障害福祉課	森島 秀隆（課長）	○
14	広島県教育委員会事務局特別支援教育課	林 香（課長）	○
15	広島県立広島南特別支援学校	秋山 努（校長）	○
16	広島県立広島中央特別支援学校	大元 みどり（校長）	
17	広島県健康福祉局	山縣 真紀子（地域共生社会推進担当部長）	○
事務局	広島県健康福祉局障害者支援課	畝本 孝彦（自立支援担当監）	
		秦 俊治（グループリーダー）	
		高原 寛（主査）	
		吉岡 芙未（主任）	